

内部監査の実施状況について

(令和4年3月31日現在)

【山形労働局】

| 監査対象官署 | 監査実施日 | 主な監査項目 | 監査結果の概要 | 講ずる措置 |
|--------------|------------------------------|--|--|---|
| 局内各課室 | 令和3年10月15日から令和3年11月30日にかけて実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、超過勤務命令簿関係、休暇簿関係、週休日の振替等命令簿関係、外部電磁的記録媒体使用管理簿等について、表記誤り、誤記入、表示誤り、命令権者まで決裁されていないほか、現金出納簿の月分計・累計の記入、決裁印漏れ、外部謝金の謝金が生じる会議等において、議事録が作成されていないものがあった。(7課室) | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、超過勤務命令簿関係、週休日の振替等命令簿、外部電磁的記録媒体使用簿の表記誤り、誤記、表示誤りについては是正し、現金出納簿については、即時記入指示、是正した。外部謝金の謝金が生じる会議において、議事録について作成を指示し確認をした。今後は、処理要領に基づき適正な事務処理の周知、徹底を図っていくものとする。 |
| 山形労働基準監督署他4署 | 令和3年10月12日から令和3年11月15日にかけて実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿関係、外部電磁的記録媒体使用管理簿等、官用車使用要求書及び事後報告書において、表示誤り、記載漏れ、印漏れが認められたほか、官用車の損傷確認の漏れや復命書の作成漏れが認められた。(5署) | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿、外部電磁的記録媒体使用管理簿等において、表示誤り、記載漏れ、印漏れ、官用車の損傷確認の漏れについては是正し、復命書の作成漏れについては、即時作成を指示し、確認を行った。今後は、処理要領に基づき適正な事務処理を行うよう周知、徹底を図っていくものとする。 |
| 山形公共職業安定所他7所 | 令和3年10月7日から令和3年11月24日にかけて実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、超過勤務命令簿関係、外部電磁的記録媒体管理使用簿等、登退庁簿現金領収証書において表示漏れ、表示誤り、誤記入、記入漏れ、押印漏れが認められたほか、非常勤職員の勤務状況記録メモの作成漏れ、現金出納簿の月次締切処理がされていない月があることが認められた。(8所) | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、休暇簿関係、旅行命令簿関係、超過勤務命令簿関係、外部電磁的記録媒体管理使用簿等、登退庁簿、現金領収証書などの表示漏れ、表示誤り、誤記入、記入漏れ、押印漏れについては、是正し、非常勤職員の勤務状況記録メモは作成を指示し、現金出納簿についても記入を指示し、確認を行った。今後は、処理要領に基づき適正な事務処理を行うよう周知、徹底を図っていくものとする。 |